

中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部改正について

1 改正の経緯

平成28年4月1日に改正された新潟市区自治協議会運営指針の区自治協議会委員推薦会議の構成員の変更について、同指針にならない中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を改正する。

2 改正の概要および理由

改正案	現行	理由
<ul style="list-style-type: none">・全号委員で構成する。 第1号委員6人、第2号から第5号委員は1人ずつ。 ただし、第2号から第5号委員は、自号委員を選考する際、議決に加わらない。	<ul style="list-style-type: none">・第1号委員（コミ協）と第4号委員（公募）で10人以内（第4号は全員）。	<ul style="list-style-type: none">・公募委員の再応募に伴う推薦会の辞退（交代）をなくすため。・地域代表である第1号委員を中心とした構成及び第2号から第5号委員のバランスを考慮した構成とするため。・第2号から第5号委員が自号の選考をする際、議決に加わらないことで、公平性を担保するため。